

令和2年7月豪雨
住まいの再建ガイドブック

【令和2年10月版】
熊 本 県

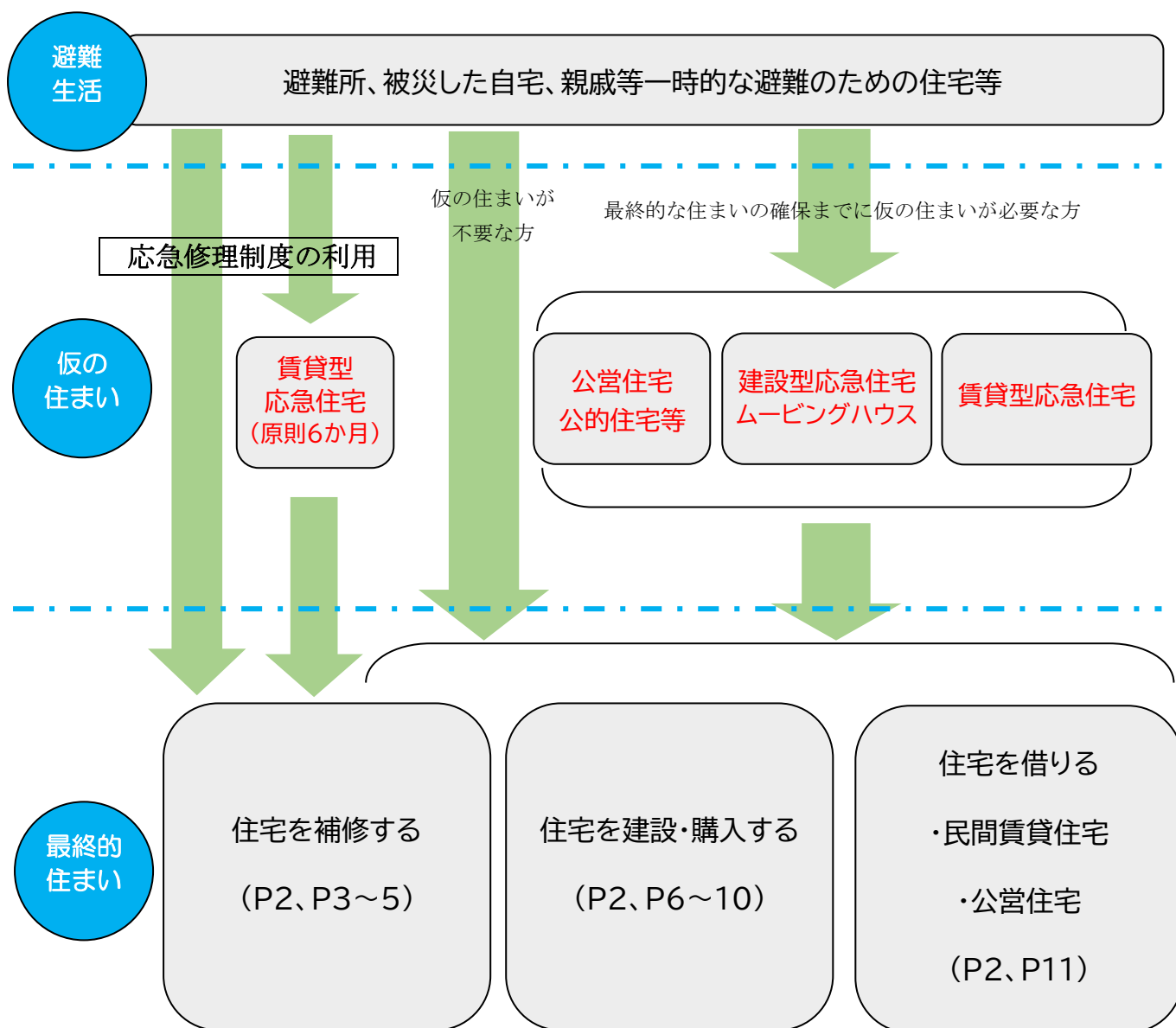
目次

このガイドブックについて	1
1. 住まいの再建方法と公的支援の概要	2
2. 住宅を補修する	3
3. 住宅を新築・購入する	6
4. 住宅を借りる	11
◆お問合せ・相談窓口等（巻末）	

このガイドブックについて

- このガイドブックは、「令和2年7月豪雨」により住宅が被災し、避難を余儀なくされている方々や、その方々を支援する行政や関係団体等で役立てていただくために、想定される住まいの再建方法と利用できる公的支援制度等に関する情報を取りまとめたものです。
- 活用できる支援制度は、住宅の被害程度により異なりますので、り災証明書の『住家被害の程度』欄をご確認ください。
- このガイドブックに掲載している支援制度の内容は、令和2年9月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。また、修理に併せて耐震改修を行ったり、土砂災害特別警戒区域から移転する場合に別途、補助を受けられる場合があります。
- 制度を利用される場合は、各制度の問合せ先にご確認ください。(末尾ページの「お問合せ・相談窓口一覧」を参考にしてください)

(避難生活から住まいの再建までの一般的な流れ)



1. 住まいの再建方法と公的支援の概要

住まいの再建については、居住していた住宅の被害程度、再建のために必要となる費用の支払可能額、今後のライフプラン（生活設計）をもとに、利用できる公的又は民間の支援制度などを踏まえて、総合的に検討していく必要があります。

住宅の再建方法は、「被災した住宅を修理する」、「住宅を建設する（購入する）」、「住宅を借りる」の大きく3つに分かれます。このガイドブックは、この区分に基づき公的支援の内容などを整理しています。なお、市町村によっては、独自の支援制度を設けている場合がありますのでご注意ください。

住家被害の程度 (罹災証明書)		全壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上50%未満)	半壊 (20%以上40%未満)	準半壊 (10%以上20%未満)	一部損壊 (10%未満)
公的支援制度	応急修理制度 (建設型応急住宅やムービングハウスは利用できません)	※修理して住み続ける場合は対象 最大 59.5万円	最大 59.5万円		最大 30万円	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用された市町村内の住家が対象です ・市町村が発注し、応急修理を実施します（自ら契約し、支払いが完了した修理は対象外となります） 					
	基礎支援金 (発災後 13 か月以内申請)	100万円 (単身世帯は 75万円)	50万円 (単身世帯は 37.5万円)	住宅を解体した場合は、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。		—
加算支援金 (発災後 37 か月以内申請)	○住宅を建設・購入 200万円 (単身世帯は 150万円) ○被災住宅を補修 100万円 (単身世帯は 75万円) ○民間賃貸住宅に居住 50万円 (単身世帯は 37.5万円)		住宅を解体した場合は、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。		—	—

詳細は、各市町村窓口へご相談ください。

2. 住宅を補修する

被災した住宅を「修理・改修」して使う

※ 全壊等の大きな被害を受けた家屋を修理して住み続ける場合には、補修費用の負担が著しく大きくなることが予想されます。また、被害が甚大な地域では、今後、市町村が復興に向けたまちづくり事業を計画する場合があります。修理等に着手する前に、被災した市町村にご相談ください。

a) 被災住宅の応急修理制度(災害救助法) 【修理の支援を受ける】

住宅が大規模半壊した世帯又は、半壊若しくは準半壊し自らの資力では応急修理をすることができない世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分(居室、台所、トイレ等)を、市町村が応急的に修理します(市町村が業者に委託し実施します)。

■ 申込期限 令和2年12月28日(月)

■ 申込先 被災時に居住していた市町村

【応急修理費の上限額(1世帯あたり)】

大規模半壊又は半壊	59.5万円以内(税込み)
準半壊	30万円以内(税込み)

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯当たりの額以内になります。

※全壊の住家についても、応急修理をすることにより居住できる場合は対象となります。

※応急修理期間中は賃貸型応急住宅を使用することができます。(原則6ヶ月以内。詳細は被災された市町村の窓口でお尋ねください。)

※上限を越す修理費用は、被災者の負担となります。

b) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

世帯人数と被害の程度(全壊、大規模半壊等)に応じて支援金を受け取ることができます。

■ 問合せ先 被災時に居住していた市町村

【支援金の概要】

	被害程度に応じた支援金 (基礎支援金)	住宅の補修に係る支援金 (加算支援金)	支援金合計額
複数世帯 (2人以上世帯)	全壊又は解体世帯*	100万円	+100万円 = 200万円
	大規模半壊	50万円	+100万円 = 150万円
単身世帯 (1人世帯)	全壊又は解体世帯*	75万円	+ 75万円 = 150万円
	大規模半壊	37.5万円	+ 75万円 =112.5万円
備考	※「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。住宅が「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかったりするため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。		

2. 住宅を補修する

c) 災害援護資金 【資金を借りる】

災害により世帯主が1か月以上の負傷をした場合や住居や家財に大きな被害を受けた場合、一定所得以下の世帯は、資金の貸付けを受けることができます。

【災害援護資金の概要】

貸付限度額	(1)世帯主に1か月以上の負傷がある場合	ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
		ウ 住居が半壊	270万円(350万円)
		エ 住居が全壊	350万円
	(2)世帯主に1か月以上の負傷がない場合	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
		イ 住居が半壊	170万円(250万円)
		ウ 住居が全壊(エの場合を除く)	250万円(350万円)
		エ 住居の全体が滅失または流失	350万円
	利率	年3%以内(市町村による・据置期間中は無利子)	
	償還期間	10年(据置期間を含む)	
	据置期間	3年(特例あり)	

※被災住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別な事情がある場合は()内の額となります。

※「大規模半壊」は「半壊」に含まれます。

■問合せ先 被災時に居住していた市町村

d) 災害復興住宅融資 【資金を借りる】

住宅に被害が生じた旨の「り災証明」を交付されている方で、ご自分が居住するために住宅を補修する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

☆り災証明書が交付されている方が対象となります。

☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度(親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例制度)があります。(詳しくはP10を参考にしてください)

■問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) 0120-086-353 (通話料無料)

【災害復興住宅融資の概要(令和2年10月1日現在)】

	補修	
融資限度額	1,200万円 ^{※1}	
融資金利 ^{※2} (全期間固定金利)	新機構団信付きの金利	年 0.74%
	団信に加入しない場合の金利	年 0.54%
返済期間	20年以内(1年以上1年単位) *完済時年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢)の上限は80歳です。	
備考	※1:所要額(補修費等)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※2:融資金利は、原則として毎月改定します。最新の融資金利や新機構団信等の制度の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

2. 住宅を補修する

《参考資料：浸水した住宅の補修に関する相談窓口の開設のお知らせ》

■ 無料電話相談窓口（熊本県内の建築士相談員が相談をお受けします。）

- (1) 電話番号 096-384-0131（熊本県建築士会内の相談専用番号）
- (2) 相談日時 月曜日から金曜日 13時00分から16時00分まで
- (3) 相談対応の内容
 - ・浸水被害を受けた住宅等の補修・再建に関する技術的な相談
 - ・施工者情報の提供

■ 無料現地休日相談窓口

市町村名	相談窓口の所在地	日時
人吉市	人吉市西間下町 1132-1 味岡建設(株)人吉支店内	毎週土日 13:00~16:00
芦北町	葦北郡芦北町花岡 1705-1 芦北町町民総合センター ※別途巡回相談も実施（県 HP 参照）	毎週土日 13:00~16:00 ※巡回相談は毎週日
八代市	巡回相談（主に坂本町内） ※詳細は県 HP 参照	毎週日 13:00~16:00
球磨村	球磨郡球磨村渡丙 1730 球磨村役場	毎週土 10:00~12:00

■ 現地相談

- (1) 相談対応の内容
 - ・登録された施工者が現地で具体的な復旧方法のアドバイスを行います。
- (2) 問合せ先 無料電話相談窓口(建築士会内) 096-384-0131（平日 13:00~16:00）

《参考資料：浸水した住宅の補修方法に関する情報提供のお知らせ》

【補修に関する講習会の開催】

- 1 グループDVD講習会（随時開催）
5名以上の参加があれば、随時、熊本県建築住宅センター会議室で開催。
- 2 出張DVD講習会（随時開催）
15名以上の参加があれば、出張(県内に限る。)して開催します。
※ 随時開催・出張開催の開催日時については、申込者との協議により決定しますが、原則として、建築住宅センターの営業時間内での開催とさせていただきます。

（浸水住宅復旧のための講習会の内容）

■ 講演内容（7月16日に熊本で開催した内容です）

- 1) 応急処置（泥出し、消毒、乾燥、カビ取りという一連の手順）の注意点
風組関東 代表 小林 直樹 氏
- 2) 「浸水住宅の再生術11か条」より ㈱日経 BP 記者 荒川 尚美 氏
- 3) 「被災建造物の修復と課題」～台風19号災害8ヶ月の被災地から～
住まい空間研究所主宰、建物修復支援ネットワーク代表 長谷川 順一 氏
- 4) 住宅金融支援機構からのお知らせ

問合せ先 ■(一財)熊本県建築住宅センター 096-385-0771（平日 9:00~17:00）

【浸水住宅復旧に関する情報提供】※県のHPで情報提供しています。

- 1 住宅の応急修理時の留意点
- 2 「水害後の対応」・「応急処置」・「安心な再建のために」
※平成30年西日本豪雨からの教訓「水害に備えて～水害前から水害後の応急処置・復旧まで～」
（倉敷市・(一社)岡山県建築士会倉敷支部編）より抜粋）

3. 住宅を建設・購入する

1) 被災した住宅のローンや解体について

a) 住宅ローンなどの免除・減額

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、「災害救助法」が適用された自然災害により被災した個人または個人事業者の方を対象としており、このガイドラインを利用することによって、住宅ローン等を借りている被災者が、破産手続きなどの法的な倒産手続によらず、銀行などの金融機関等との話し合いにより、住宅ローン等の減額や免除を受けることができます。

このガイドラインに基づく債務整理を行うことにより、債務者には次のようなメリットがあります。

メリット1：個人信用情報として登録されないため、新たな借入に影響が及びません。

破産手続・再生手続とは異なり、このガイドラインに基づく債務整理の場合には、個人信用情報として登録されません。そのため、その後の新たな借入れにも影響が及びません。

メリット2：国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」が無料で手続を支援します。

このガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、弁護士などの「登録支援専門家」が、債務者及び債権者のいずれにも利害関係をもたない中立かつ公正な立場でこのガイドラインに基づく手続を支援します。

メリット3：財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができます。

具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なりますが、預貯金などの財産の一部を「自由財産」として残すことができます。

■問合せ先 最も多額のローンを借り入れている金融機関の受付窓口

b) 損壊した家屋等の解体・撤去(公費解体)

令和2年7月豪雨により損壊した家屋等について、所有者の申請に基づき、解体・撤去が必要と市町村が判断した場合は、公費により解体・撤去を行います。また、すでに自費で解体された場合に、その費用を償還する『自費解体』制度もあります。

注) 自費解体制度を利用される場合、かかった費用全額が償還されない場合がありますので、市町村へ事前にご相談ください。

【対象となる家屋等】

- ① 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の罹災証明書が発行された損壊家屋等
- ② ①と同等の被害があると判定された付属家(倉庫、小屋等)

■問合せ先 被災した建物がある市町村

3. 住宅を建設・購入する

2) 被災前と同じ場所で住宅を「新築」する

a) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

世帯人数と被害の程度（全壊、大規模半壊等）に応じて支援金を受け取ることができます。

■問合せ先 被災時に居住していた市町村

【支援金の概要】

	被害程度に応じた支援金 (基礎支援金)		住宅の建設に係る支援金 (加算支援金)	支援金合計額
複数世帯 (2人以上世帯)	全壊又は解体世帯*	100万円	+200万円	= 300万円
	大規模半壊	50万円	+200万円	= 250万円
単身世帯 (1人世帯)	全壊又は解体世帯*	75万円	+150万円	= 225万円
	大規模半壊	37.5万円	+150万円	=187.5万円
備考	※「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。住宅が「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとな非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかったりするため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。			

b) 災害復興住宅融資 【資金を借りる】

被災された方（全壊、大規模半壊又は半壊の「り災証明」を交付されている方）で、ご自分が居住するために住宅を建設する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

また、整地資金についても融資を受けることができます。

☆り災証明書の『被害の程度』欄が「大規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅が修理不能等であることが条件となります。

☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度（親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例制度）があります。（詳しくは P10 を参考にしてください）

■問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

【災害復興住宅融資の概要(令和2年10月1日現在)】

	建設(土地を取得しない場合)	
融資限度額	2,700万円※ ¹	
融資金利※ ² (全期間固定金利)	新機構団信付きの金利	年 0.74%
	団信に加入しない場合の金利	年 0.54%
返済期間	35年以内(1年以上1年単位) *完済時年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢)の上限は80歳です。	
備考	※ ¹ : 所要額(建設費等)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※ ² : 融資金利は原則として毎月改定します。最新の融資金利や新機構団信等の制度の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

3. 住宅を建設・購入する

3) 被災前と異なる場所に用地を取得し、「新築」する

a) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

世帯人数と被害の程度（全壊、大規模半壊等）に応じて支援金を受け取ることができます。

■問合せ先 被災時に居住していた市町村

【支援金の概要】

	被害程度に応じた支援金 (基礎支援金)		住宅の建設に係る支援金 (加算支援金)	支援金合計額
複数世帯 (2人以上世帯)	全壊又は解体世帯※	100万円	+200万円	= 300万円
	大規模半壊	50万円	+200万円	= 250万円
単身世帯 (1人世帯)	全壊又は解体世帯※	75万円	+150万円	= 225万円
	大規模半壊	37.5万円	+150万円	= 187.5万円
備考	※「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。住宅が「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくことが非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかったりするため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。			

b) 災害復興住宅融資 【資金を借りる】

被災された方（全壊、大規模半壊又は半壊の「り災証明」を交付されている方）で、ご自分が居住するために住宅を建設する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

また、土地取得資金や整地資金についても融資を受けることができます。

☆り災証明書の『被害の程度』欄が「大規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅が修理不能等であることが条件となります。

☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度（親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特別制度）があります。（詳しくは P10 を参考にしてください）

■問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

【災害復興住宅融資の概要(令和2年10月1日現在)】

	建設(土地を取得する場合)※1	
融資限度額	3,700万円※2	
融資金利※3 (全期間固定金利)	新機構団信付きの金利	年 0.74%
	団信に加入しない場合の金利	年 0.54%
返済期間	35年以内(1年以上1年単位) *完済時年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢)の上限は80歳です。	
備考	※1:土地を取得する場合は、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合があります。 ※2:所要額(建設費等)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※3:融資金利は原則として毎月改定します。最新の融資金利及び新機構団信の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

3. 住宅を建設・購入する

4) 被災前と異なる場所で住宅を「購入」する

a) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

世帯人数と被害の程度（全壊、大規模半壊等）に応じて支援金を受け取ることができます。

■問合せ先 被災時に居住していた市町村

【支援金の概要】

	被害程度に応じた支援金 (基礎支援金)		住宅の購入に係る支援金 (加算支援金)	支援金合計額
複数世帯 (2人以上世帯)	全壊又は解体世帯*	100万円	+200万円	= 300万円
	大規模半壊	50万円	+200万円	= 250万円
単身世帯 (1人世帯)	全壊又は解体世帯*	75万円	+150万円	= 225万円
	大規模半壊	37.5万円	+150万円	=187.5万円
備考	※「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。住宅が「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくことが非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかったりするため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。			

b) 災害復興住宅融資 【資金を借りる】

被災された方（全壊、大規模半壊又は半壊の「り災証明」を交付されている方）で、ご自分が居住するために住宅を購入する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

☆り災証明書の『被害の程度』欄が「大規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅が修理不能等であることが条件となります。

☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度（親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例制度）があります。（詳しくは P10 を参考にしてください）

■問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

【災害復興住宅融資の概要(令和2年10月1日現在)】

	購入	
融資限度額	3,700万円*1	
融資金利*2 (全期間固定金利)	新機構団信付きの金利	年 0.74%
	団信に加入しない場合の金利	年 0.54%
返済期間	35年以内(1年以上1年単位) *完済時年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢)の上限は80歳です。	
備考	※1: 所要額(購入費)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※2: 融資金利は原則として毎月改定します。最新の融資金利及び新機構団信の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問い合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

3. 住宅を建設・購入する

《参考資料：高齢者の方が利用できる融資制度(災害復興住宅融資)》

【制度概要】

(1)親子リレー返済

申込本人の子、孫等で、定期的収入のある方を後継者（連帯債務者）にすることによって、後継者の申込時の年齢をもとに返済期間の設定ができ、最長35年の返済期間でお借入れが可能な場合があります。

※年齢による最長返済期間：（80歳－「後継者」の申込時の年齢（1歳未満は切上げ））

(2)親孝行ローン

今回の災害により居住していた住宅に被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた親（満60歳以上の父母・祖父母等）が居住するため、子が住宅を建設、購入、補修するための費用に対する融資制度です。親孝行ローンをご利用いただいた場合、子（申込本人）は債務者となりますが、融資住宅に居住する必要はありません。また、申込本人（子）は持分を必ず持っていただきますが、持分割合に制限はありません。なお、融資住宅の建設（購入）場所は制限がありません。

(3)高齢者向け新型住宅ローン

申込者が満60歳以上の場合に利用できる制度です。毎月の支払は利息のみで、借入金の元金は、申込人全員の死亡時に相続人が自己資金等で一括返済するか、担保提供された融資住宅と敷地を売却することによってご返済いただきます。機構は、融資住宅と敷地の売却代金によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。なお、この制度は、通常の災害復興住宅融資と比べて金利水準が高く、担保評価による融資額の上限があるなど、この制度特有の取扱があります。

＜借入金額1,000万円、融資金利年2.03%で試算した場合の支払額の例＞

	毎月の支払額	1年間の支払額
高齢者向け返済特例制度	16,916円	202,992円

※1 令和2年10月1日現在の金利（原則として毎月改定します）。

※2 毎月の支払額＝借入希望額×融資金利÷12（1円未満切捨て）

(4)その他（収入合算の利用）

「収入合算」とは、申込本人の年収に加えて、連帯債務者の年収を合算した上で、総返済負担率（年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合）を計算する制度です。同居しない連帯債務者の年収を合算できる場合があり、また、複数名の収入合算もできます。年金収入のみでは総返済負担率から工事費全額の融資を受けることが困難な場合でも、収入合算を行うことで、全額融資が可能となる場合があります。

■問合せ先：住宅金融支援機構お客さまコールセンター

（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

4. 住宅を借りる

住宅を借りる場合は、民間アパートあるいは既存の公的賃貸住宅を借りて住まう方法と、公営住宅等に住まう方法とがあります。

1) 民間の「賃貸アパート」を借りる

a) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

世帯の人数と住宅の被害程度（全壊、大規模半壊等）に応じて支援金を受け取ることができます。

■問合せ先 被災時に居住していた市町村

【支援金の概要】

	被害程度に応じた支援金 (基礎支援金)		民間住宅の賃借に係る支援金 (加算支援金)	支援金合計額
複数世帯 (2人以上世帯)	全壊又は解体世帯*	100万円	+ 50万円	= 150万円
	大規模半壊	50万円	+ 50万円	= 100万円
単身世帯 (1人世帯)	全壊又は解体世帯*	75万円	+37.5万円	=112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	+37.5万円	= 75万円
備考	※「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。住宅が「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどとして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかったりするため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。			

2) 「公営住宅」に入居する

応急的な住まいとして公営住宅に入居する場合は、「目的外使用」として入居でき、最終的な住まいとして公営住宅に入居する場合は、「特定入居」として、いずれも一般公募より優先的に入居ができます。また、市町村が災害公営住宅を建設した場合も優先的に入居が可能です。

目的外使用期間中の家賃は発生しませんが、供与期間が過ぎた場合で継続して居住する場合は家賃が必要となります。詳しくは、県又は市町村にお尋ねください。

① 公営住宅の入居資格について

- ・災害により住宅を失った方で住宅に困窮している方が入居対象になります。
- ・入居時において収入要件はありませんが、一定期間の経過後は通常の公営住宅と同じ扱いになりますので、その時点で収入の高い世帯は、退去していただくことが必要となる場合があります。

② 公営住宅の家賃について

- ・公営住宅の家賃の額は、入居者の収入や住宅の広さ、建て方などによって異なりますが、近隣の民間賃貸住宅よりも低い家賃で入居できます。

a) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

公営住宅に入居される場合、上記の「1) 民間の賃貸アパートを借りる」場合での世帯人員と被害程度に応じた基礎支援金のみ給付となります。

◆お問合せ・相談窓口

項目		内容	問合せ先	ホームページ・県の担当課			
				関連記事	県担当課		
住まい	り災証明	被災者が各種の支援施策や税の減免等を申請するにあたって、必要とされる家屋の被害程度を市町村長が証明するもの	被災時にお住まいの市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_34559.html	危機管理防災課		
	現物給付等	応急仮設住宅	令和2年7月豪雨により住宅を失い、自らの資力では住宅を確保することができない被災者に対し、応急仮設住宅(建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅)を提供する	被災時にお住まいの市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_34386.html	すまい対策室	
		被災住宅の応急修理等	被災した住宅を応急的に修理する場合の支援の申請・相談窓口	被災時にお住まいの市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_34424.html	すまい対策室	
			浸水した住宅の修理の方法など、技術的相談や施工者の相談窓口	(公社)熊本県建築士会(専用)096-384-0131	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_34272.html	建築課	
			住宅の耐震診断、耐震改修の支援(補助)の申請・相談窓口	被災時にお住まいの市町村又は(一財)熊本県建築住宅センター(096-385-0771)	(センター) https://www.bhcku.ma.or.jp/	建築課	
		家屋等の解体	市町村が実施する家屋等の解体	被災した建物がある市町村	—	循環社会推進課	
	助成	土砂災害危険住宅移転促進事業	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)から安全な地域への住宅移転に対する助成	お住まいの市町村又は移転予定先の市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_11088.html	砂防課 建築課	
生活支援	給付	被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた方に支給	被災時にお住まいの市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_34374.html	健康福祉政策課	
		災害弔慰金	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円	被災時にお住まいの市町村	http://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_15609.html		
		災害障害見舞金	ア 生計維持者 250万円 イ その他の者 125万円				
		義援金	人的被害(死亡者50万円、重傷者5万円) 住家被害(全壊50万円、大規模半壊・半壊25万円、準半壊・一部損壊5万円)	被災時にお住まいの市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_36254.html		
	融資	災害援護資金	災害で世帯主が1か月以上の負傷をしたときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合、一定所得以下の世帯の方が対象	被災時にお住まいの市町村	http://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_15610.html	—	
		災害復興住宅融資	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、自分が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方が対象	住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) 0120-086-353	https://www.jhf.go.jp/		
		母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等を対象とした住宅資金や転宅資金の貸付	お住いの熊本県各地域振興局			子ども家庭福祉課
		生活福祉資金	生活福祉資金(緊急小口資金)の災害時特例貸付	お住まいの市町村社会福祉協議会	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_35248.html		社会福祉課